

中期財政運営方針

(令和2年度～令和6年度)

令和元年12月

泉佐野市

1. 中期財政運営方針について

本市では、平成25年度決算をもって財政健全化団体から脱却した後、再び財政健全化団体に陥ることなく、財政運営の健全性を確保するために平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの中期的な財政計画を策定したものであります。

この間、歳入については、滞納処分強化と徴収率の向上、法定外税（空港連絡橋利用税）の課税継続、遊休財産の積極的な売却のほか、ふるさと応援寄附金制度の取組拡充を始めとする税外収入の確保に努めてまいりました。

一方、歳出については、職員定数の削減、特別職及び一般職の給与の削減、委員等報酬の削減、民間委託の拡充などの総人件費の抑制や事務事業の見直しなど、経費削減に努めてまいりました。

また、議会からも議員報酬の削減などの御協力もいただきながら、教育・福祉やまちの活性化などの施策の充実を図るとともに、安定的な財政運営をすることができたものであります。

しかし、根本的に地方債残高を多く抱え、高水準の公債費負担が続くことは、健全化団体の時とまったく変わることはない上に、財政構造の弾力性を判断する指標となる経常収支比率は104.8%と、依然100%を上回り、経常的な支出を経常的な収入で賄っていけない財政が硬直化している状況は変わっておりません。

今後の動向を考えると、賃金上昇、消費税増税の影響、市税収入の推移、交付税制度の改正、社会保障費の増加など不確定な要素も多くあり、義務的経費の割合が更に高まる見込みであるため、結果として財政の硬直化を招くことが予想されます。

そこで、これまでの中期財政計画を踏まえて、将来的に第5次総合計画に掲げる「世界に羽ばたく国際都市泉佐野 ～ひとを支え ひとを創り 賑わいを創る～」各施策を実行していく一方で、持続可能な財政基盤を確立するために、中期的な視点にたった中期財政運営方針を策定するものであります。

2. 本方針の基本事項

(1) 方針策定の目的

財政健全化団体からの脱却後、セール・アンド・リースバックやふるさと寄附による基金残高増などによって財政健全化判断比率は一定の改善がみられるものの、根本的に財政基盤を安定させるための取組みが必要であり、限られた歳入に見合う歳出を調整することを基本に置いた財政運営の指針とします。

(2) 方針の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

(3) 会計単位

普通会計を基本とします。

3.今後の取り組みについて

令和2年度以降、必要な施策を実施しながら持続可能な財政運営を進めていくには、限られた財源を十分に認識し、社会情勢や技術革新の変化などを踏まえて最少の経費で最大の効果があげられるように、創意工夫を發揮して効果的かつ効率的な財政運営を行って行く必要があるため、下記の事項に取り組むとともに、本方針の期間終了時の目標を設定し、その実現に向けた取組みを通じて財政の健全化に努めてまいります。

(1) 支出の抑制、効率的な行政運営に関する事項

(ア) 事務事業の継続した見直し

毎年、事務事業評価、施策評価の結果を分析し、社会状況の変化などを踏まえて、経常経費を見直していくため、事務事業のあり方について視点を変えた検討を加え、引き続き、事務事業の集約化や経費削減を行っていくものとしします。

(イ) 広域連携の推進

これまでに、3市3町（泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）の枠組みで広域連携の可能性を検討し、スケールメリットを活かせる業務や単独では困難な権限移譲に係る事務などについては、積極的に広域連携を進めてまいりましたが、今後も継続して、文化財保護事務など広域連携の推進に取り組んでいくものとしします。

(ロ) 窓口業務委託をはじめ民間委託の拡充

これまでの取組みを拡充する方向で、改めて「公務員でなければならない業務」以外はすべて委託化を検討し、窓口業務委託の拡充をはじめ、専門職の確保が困難な分野など民間委託の更なる推進を図るものとしします。

(ハ) 定員適正化計画に沿った定員削減

全国的には人口減少に応じた定員削減が進む中、他団体との比較も踏まえて、委託化・IT化の推進や会計年度任用職員等の活用などにより、引き続き定員の削減に取り組んでいくものとしします。

このため、定員適正化計画の目標である令和元年の普通会計職員数488人を令和6年には453人と35人削減に沿った定員削減をしていくことを目標としします。

(ニ) 給与手当等の見直しなどによる総人件費の抑制

定員適正化計画に沿った定員削減に加え、特別職の給与削減や時間外勤務の縮減等による給与手当等の見直し及び会計年度任用職員など多様な雇用形態の活用等により、退職手当による増減を除いて本方針の期間中の総人件費が増加しないよう抑制するものとしします。

(カ) 令和2年度以降の投資的事業の総事業量を設定

実質公債費比率・将来負担比率の動向を踏まえながら、新規発行の地方債をコントロールし、令和2年度から4年度までは継続事業を基本とし、令和5年度・6年度は投資的事業の総事業量を設定することで、公債費負担を抑制していくものとします。

また、公共施設総合管理計画に沿って、個々の公共施設及び公共インフラ設備維持の長寿命化の個別計画の策定も視野に入れ、今後、老朽化対策にも取り組んでいくものとします。

(キ) 出資団体等の財政健全化

土地開発公社、病院、一部事務組合、特別会計等の財政運営については、本市の財政及び財政健全化判断比率に影響を及ぼすものであり、効果的な財政支援や必要な助言指導により、負債の解消をはじめ財政健全化又は安定的な財政運営に導くものとします。

(2) 収入の確保に関する事項

(ア) 滞納処分の強化及び徴収率の向上

自主財源の安定確保と住民負担の公平性の観点から、滞納処分の強化と徴収率の向上には、積極的に取り組んできたところであり、市税以外の収入も含めて、今後も引き続き、アタック30などをはじめ債権管理の取組みを更に積極的に進めていくものとします。

(イ) 企業誘致等による税収増加

これまでの遊休地の積極的な売却に加えて、雇用や居住者を増加させるような企業誘致を図り、建物等の固定資産税収のほか、市民税等の増収も図れるように取り組んでいくものとします。

(ロ) ふるさと応援寄附金その他税外収入の確保

ふるさと応援寄附金については、早期に制度復帰し、法令等に沿った上で新たなアイデアを駆使して収入確保を図るものとし、ネーミングライツの拡充や新たな税外収入の検討など、財源確保に努めていくものとします。

また、遊休地売却については、これまで積極的に進めた結果、主要な物件は売却しているが、今後も施設移転などによって生じる遊休地やため池等について売却していくものとします。

4.期間終了時の目標について

(7) 実質公債費比率は10%以下

高水準の公債費負担が本方針の期間を超えて継続することから、地方債の繰上償還などを実施しながら、実質公債費比率を令和6年度には、10%以下をめざします。

(1) 将来負担比率は130%以下

平成30年度決算における将来負担比率は35.7%と一時的に大きく改善したものの、今後、基金残高が減少していくことで数値の悪化が見込まれることから、計画的な基金活用により基金残高を確保しつつ、地方債残高の減少に努めることで、将来負担額の改善を図り、令和6年度には130%以下をめざします。

(9) 地方債残高は標準財政規模の2.5倍以下

平成30年度決算における普通会計等の地方債残高は、標準財政規模（地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量）227億円の約3.2倍の724億円となっています。今後も地方債の繰上償還などを実施しながら、確実に償還を進めていくことで、令和6年度には、標準財政規模の約2.5倍の580億円をめざします。

(1) 基金残高の保持

普通会計等の基金残高（市の貯金残高）は、ふるさと寄附の使途目的への取崩しにより、年度を追うごとに減少していく見込みとなっておりますが、財政調整機能を有する基金の残高を可能な限り保持していくことで、安定的な財政運営をめざします。